



令和5年4月10日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

担当：藤井・早川

電話：972-3121

名古屋市交通死亡事故多発警報の発令について

名古屋市では、交通死亡事故が多発しており、4月8日（土）現在において、「名古屋市交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」第2条に定める発令基準に該当しましたので、同要綱に基づき、下記のとおり名古屋市交通死亡事故多発警報を発令します。

記

1 発令種別

名古屋市交通死亡事故多発警報

2 発令日

令和5年4月10日（月）

3 発令期間（活動期間）

令和5年4月17日（月）まで

4 発令者

名古屋市長

5 該当した発令基準

要綱第2条 別表 種別「警報」

「10日以内に交通事故死者数が3人以上となったとき」に該当

6 発令に伴う推進事項

第3条「非常事態宣言等発令に伴う交通事故防止対策の推進」に定める事項を実施する。

- (1) 緊急街頭啓発活動
- (2) 警報発令の周知徹底を図るための各種情報板の掲出
- (3) 広報車等による街頭広報
- (4) 新聞報道などあらゆる広報媒体を利用した広報啓発活動

警報発令に伴う緊急街頭啓発活動等

場所	日時	活動内容
市役所交差点	4月11日（火） 12時10分頃	市長、市職員及び警察官によりハンドプレートによるドライバーへの啓発活動を実施
西区役所	4月11日（火） 13時30分頃	市職員及び警察官による来庁者に対する啓発活動及び啓発品の配布を実施
南区役所	4月14日（金） 10時00分頃	市職員による来庁者に対する啓発活動を実施